

東広島市薪ストーブ・木質ペレットストーブ設置補助金申請の手引き

1 目的

地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を推進し、市民の皆様の環境保全に関する意識の高揚を図るために、木質バイオマスを活用した薪ストーブ・木質ペレットストーブの設置の支援を行うものです。

2 募集期間

令和6年4月1日（月）～ 令和7年2月28日（金）

- ・申請額が予算に達した場合は、受付を終了します。
- ・工事着工の14日前までに申請をしてください。（事前着工は認められません）
- ・実績報告書は、設置完了の翌日から30日以内、または当該補助金の交付の決定があった日の属する市の会計年度の末日（3月末）のいずれか早い日までに提出してください。

3 補助対象者

次に掲げる全てに該当する方。

- ・市内の自ら住む住宅（事業所との併用住宅を含む）または市内の事業の用に供する建物等（※）
に次の補助対象設備を設置する人または事業所、もしくは設置された建売住宅を購入する人または設置された事業用建物を購入する事業所。
- ・市町村税を完納している人または事業所。
- ・東広島市薪・木質ペレットストーブ設置補助金の交付を以前に受けていない人（世帯の方も含む。）または事業所。

※農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第1条第1号に掲げる施設であって建物でないものを含む（農業用ハウスは含みません）

4 補助対象設備

次のいずれかの設備が対象となります。

区 分	設備の要件
薪ストーブ	<ul style="list-style-type: none"> ・薪、端材等を使用して燃焼させるストーブで、<u>二次燃焼機能を有すること</u>又は、<u>1時間当たりの最大の発熱量が4万キロカロリー以上</u>であること。 ・屋内で使用すること。 ・発生する煙を外気に適切に排出する煙突を設置すること。（付近住民の生活に十分配慮すること。） ・耐火、防災の措置を施すこと。
木質ペレットストーブ	<ul style="list-style-type: none"> ・木質ペレット（製材端材や間伐材等の木材を破砕したおが粉を円筒状に固めたもの）を燃料として使用する設計及び仕様であること。

5 補助対象経費

次に定める内容が補助金の対象となる経費になります。

区 分	補助対象経費
薪ストーブ	本体購入費、耐火及び防災工事費、排気工事費、その他設置費
木質ペレットストーブ	本体購入費、排気工事費、その他設置費

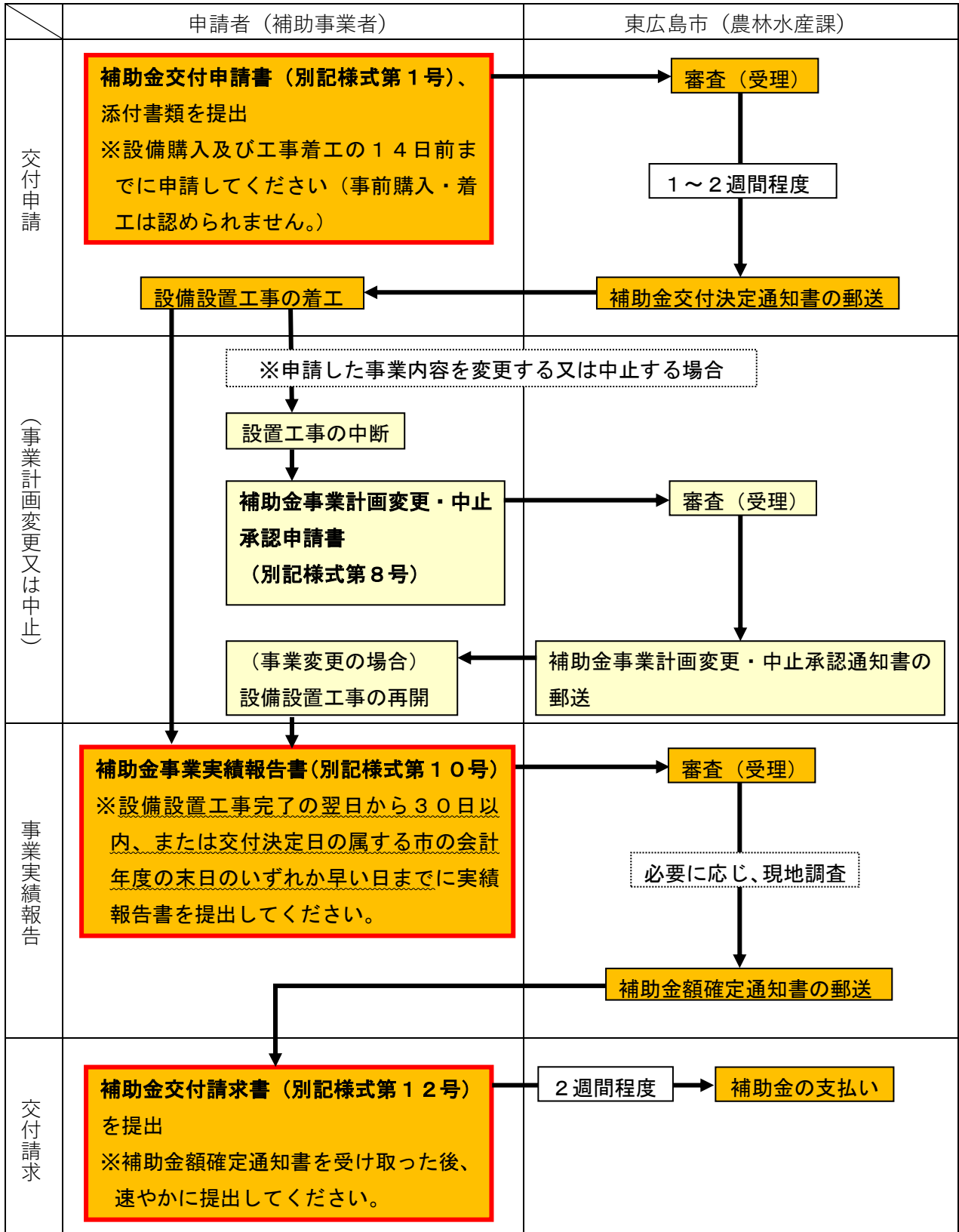
※上記対象経費から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額が対象経費になります。

6 補助金額

補助対象経費×3分の1（千円未満切捨て）

ただし、上限額を100,000円とします。

7 申請から補助金交付までの流れ



(5) 共通留意事項

- ① 記載内容の訂正には、申請者の訂正印が必要となります。
- ② 交付請求書の請求金額は、訂正することができません。
- ③ 提出書類記載例をよくご確認のうえ、記載してください。

補助金申請の補助金交付申請書類は市ホームページからダウンロードするか、農林水産課窓口でお受け取りください。

(市のホームページ) ホーム > 組織から探す > 産業部 > 農林水産課 > 農林水産業支援に関すること > 薪ストーブ・木質ペレットストーブ設置補助金について
<http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/sangyo/8/6/16946.html>

9 申請方法

交付申請・変更申請
実績報告・交付請求

持参または郵送してください。

受付窓口：東広島市 産業部 農林水産課 森林環境保全係
(市役所本館8階)

- ・ 窓口申請（持参）を優先して受け付けます。
- ・ 必要書類が全て揃った時点で申請を受理します。
- ・ 郵送の場合は、書留や電話連絡により、申請が受理されたことを確認してください。
- ・ 申請者は設備販売業者等に、交付申請から実績報告までの一連の手続きを委任することができます。

(1) 補助金の交付決定

交付申請の受付順に書類審査を行い、必要に応じて現地確認等を経て、補助金の交付の決定を行い、申請者に交付決定通知書をお送りします。

(2) 補助金の額の確定

補助対象設備設置完了後に提出する実績報告内容の審査を行い、必要に応じて現地確認等を経て、補助金額を確定します。

※現地確認については、外観のみの確認の場合は事前にご連絡はいたしません。予めご了承願います。

(3) 補助金の支払い

申請者から提出された請求書に基づき、申請者口座に支払います。

10 注意事項

- (1) 設置工事着工の14日前までに申請してください。既に設備を購入・設置した場合や交付決定前に購入・着工した場合、補助の対象となりません。
- (2) 実績報告書は、設置完了の翌日から30日以内、または当該補助金の交付の決定があった日の属する市の会計年度の末日（3月末）のいずれか早い日までに提出をお願いします。
※設置完了年月日は、領収日、竣工検査日、いずれかの日。
提出期限までに書類が全て揃うよう、工事日程を設定してください。
- (3) 申請の手順や期限など申請者本人が確認してください。
- (4) 設置した補助対象設備は耐用年数（※1）である6年間は適切に管理し、補助金の交付目的以外に使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、担保に供さないでください。
- (5) 薪ストーブを設置する場合は、各種法令（※2）を守ってください。
- (5) 補助金の交付決定後に設備・経費の変更等、申請の内容を変更する事由が生じる場合は、必ず事前にご相談ください。
- (6) 申請に関して虚偽の記載、偽造等法律に違反する行為があったときは補助金の交付を取り消します。

(※1) 所得税法に定める「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」

別表第2「機械及び装置の耐用年数表」

(※2) 各種法令…建築基準法、消防法、東広島市火災予防条例等

令和〇年〇月〇日

東広島市長 様

申請者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
氏名 ひがしひろしま たろう
東広島 太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

補助金等交付申請書

令和〇年度において、補助金等の交付を受けたいので、東広島市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業等の名称 東広島市薪・木質ペレットストーブ設置補助金

2 補助事業等の目的及び内容

(1) 目的 薪・ペレットストーブの設置

(2) 内容 (設置場所) 東広島市 〇〇〇町〇〇〇番〇〇〇号

(家屋の種類) 新築 既築 建売 その他 ()

3 補助事業等の予定実施期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで ←

・ストーブの設置工事の期間を記入してください。

4 交付申請額

金〇〇〇〇〇円 ←

・金額については、手引「5 補助対象経費」「6 補助金額」をよく確認して記入してください。

5 添付書類

- (1) 設置工事図面並びに工事計画及び設備の仕様が分かる書類等
- (2) 設備の設置工事着手前の現況写真、設備を設置する場所の分かる地図等
- (3) 市町村税の滞納がないことを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

注1 「事業計画書」は、この申請書に記載することをもって足りる場合は、省略することができる。

2 「収支計画書」は、補助事業等を対象としたものであること。

3 団体の運営費を補助金等の対象とする場合は、団体の組織の概要及び収支予算書を添付すること。

東広島市長 様

申請者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
氏名 ひがしひろしま たろう
東広島 太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

補助事業等計画変更（中止・廃止）申請書

令和〇年〇月〇日付け指令東広農水第〇〇〇号で交付決定を受けた令和〇年度
薪・ペレットストーブ設置補助金事業について、次のとおり計画を**変更**（中止・廃止）
したいので、東広島市補助金等交付規則第12条第1項（第12条第3項において準用する
同条第1項）の規定により申請します。

1 交付申請額

変更前 金 〇〇〇〇〇〇円

変更後 金 〇〇〇〇〇〇円

2 変更（中止・廃止）の内容

交付申請額の増額

3 変更（中止・廃止）の理由

工事内容及び補助対象経費を変更したため

提出書類記載例

令和〇年〇月〇日

東広島市長 様

報告者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
氏名 ひがしひろしま たろう 東広島 太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

補助事業等実績報告書

令和〇年〇月〇日付け指令東広農水第〇〇〇号での交付決定（変更決定）を受けた
令和〇年度薪・ペレットストーブ設置補助金事業を完了（中止・廃止）したので、東広島
市補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業等の実績及び成果
別紙のとおり

2 補助事業等の実施期間
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

3 添付書類

- (1) 住民票の写しまたは事業所の所在地が証明できるもの
- (2) 補助事業に係る領収書の写し
- (3) 別に定める補助対象設備ごとの確認書類及び設備の設置状態を写す写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

令和〇年〇月〇日

東広島市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
ひがしひろしま たろう
東広島 太郎
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

補助金等（概算払・前金払）交付請求書

令和〇年〇月〇日付け指令東広農水第〇〇〇号で交付決定（変更決定・額の確定）
を受けた令和〇年度薪・ペレットストーブ設置補助金等について、東広島市補助金等交付
規則第16条第2項（第17条第2項）の規定により、次のとおり請求します。

補助金等請求額 金〇〇〇〇〇〇円

交付決定額	受領済額①	今回請求額②	①及び②の合計額
〇〇〇〇〇円	0円	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円

2 振込先

金融機関名	農協・金庫							支店・本店	
店舗名	〇〇〇	銀行組合			〇〇〇	支所・本所			
預金種別	普通・当座	1	2	3	4	5	6	7	※右詰めで記入
口座番号	ヒガシヒロシマ タロウ								
フリガナ	東広島 太郎								
口座名義人	東広島 太郎								

委任状

提出書類記載例

〒000-0000

(代理人) 住所 (所在地) 00市00町00番00号

社名 (名称) 株式会社東広島工務店

代表者職氏名 代表取締役 農林 次郎

担当者氏名 水産 三郎 連絡先 000-000-0000

連絡がしやすい番号
にしてください

私は、上記の者を代理人と定め、東広島市薪・木質ペレットストーブ設置補助金交付に関して、下記の事項を委任します。

記

《委任事項》

- 1 交付申請書の提出及び補正手続
- 2 変更承認申請書の提出及び補正手続
- 3 実績報告書の提出及び補正手続

令和 〇 年 〇 月 〇 日

〒000-0000

(委任者) 住所 00市00町00番00号

ふりがな

ひがしひろしま たろう
氏名 東広島 太郎

・法人の場合は、
代表者印



※朱肉印

(注：記名押印若しくは署名してください。(請求者が法人の場合は代表者印(丸印))。)

- ・収納課(本館5階)または支所・出張所の窓口へ提出し、滞納のない証明書(納税証明書)の交付を受けてください。(手数料が200円)がかかります。
- ・代理人が請求者となる場合、次のページの委任状が必要となります。

納税証明書交付請求書

提出書類記載例

(滞納のない証明書)

令和〇年〇月〇日

東広島市長様

・請求者が法人の場合、代表者印(丸印)を押印してください

請求者

住所(所在地)	〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号	
氏名(名称)	株式会社東広島工務店	
代表者の職・氏名	代表取締役 農林次郎	

納税者

住所	〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号	
氏名(名称)	東広島 太郎	※申請書(設置者本人)

使用目的

東広島市薪・木質ペレットストーブ設置補助金交付の申請書に添付するため

上記の目的に使用するため、下記事項について証明を請求します。

納税証明書交付日の30日前以前に納付すべき市税(地方税法第15条の4及び第601条から第603条の2までの規定により徴収猶予されたものを除く)について滞納はありません。

上記のとおり証明してよいでしょうか

課長	係長	担当者	件数	手数料
			件	円

(滞納のない証明書 請求用)

※滞納のない証明書(納税証明書)の交付請求を手續代行者に委任するときに、納税証明書交付請求書に添えて収納課(本館5階)または支所・出張所の窓口提出してください

委任状

提出書類記載例

(代理人) 住所(所在地) 東広島市〇〇町〇〇番〇〇号

社名(名称) 株式会社 東広島工務店

代表者職氏名 代表取締役 農林 次郎

※会社の代表者の職氏名



担当者氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

東広島市薪・木質ペレットストーブ設置補助金交付の申請書に添付するための納税証明書(滞納のない証明書)の請求及び受領に関する権限。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

(委任者) 住所 東広島市〇〇町〇〇番〇〇号

※申請者(設置者本人)

氏名 東広島 太郎

・法人の場合は、
代表者印



※朱肉印